



就業規則

定期的に「見直し」ませんか？



近年激増する労務トラブル解決を支援する為、就業規則等の新規作成および変更を行っております。

就業規則・諸規程を定期的に見直し、新しくすることで労務のリスクに備えることができます。

確認してみましょう！

以下の項目について、チェックが入らない項目がある方は、規則類の見直しが必要かもしれません。

チェック



- 1 労働時間・休憩・休日・休暇等の労働条件について明確にしている
- 2 残業・深夜労働・休日出勤に関するルールを定めている
- 3 有期契約社員・パートタイマー等に適用する就業規則を定めている
- 4 病欠・遅刻等の不就労に対する賃金の支給・不支給を明確にしている
- 5 介護休業の分割取得・最長2歳までの育児休業取得を規定している
- 6 服務規律や懲戒について従業員の問題行動すべてに対応している
- 7 退職金の支給（あり・なし）について明確に規定している
- 8 人事異動は原則として拒否できない旨を定めている
- 9 シフト勤務の場合、シフト組みに関するルールを定めている
- 10 私傷病について休職・復職等の対応を明確にしている

ご相談は無料ですので、この機会に規則の見直しをご検討ください

詳しくは当事務所ホームページ「[業務のご案内](#)」をご覧ください。

FP・社労士事務所ライトファースト